

鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

1 補助対象事業について

単位老人クラブが実施する(県・市・地区老連が主催の事業を除く)高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動等の地域を豊かにする活動に対して補助金を交付します。補助対象になる事業は以下のとおりです。

A 社会奉仕事業

- ・ひとり暮らし高齢者や要援護者等への友愛訪問活動
- ・道路、公園、神社などのごみ拾い、冬の除雪作業などの清掃奉仕活動
- ・植樹、花壇づくりなどの街の美化活動
- ・幼稚園や保育所の児童、小学校の児童の通園、通学の見守り活動や他世代との交流 等

B 教養講座等開催事業

- ・交通安全、防犯、防災などの講習会の開催
- ・法話、説教 ※物故者法要や報恩講など教養が主目的ではない講座は対象外
- ・文科系(川柳、絵画、裁縫、料理等)のサークル活動
- ・史跡や博物館、美術館等の社会見学や研修旅行 等
- ・高齢者学級、修養講座、出前講座等の開催 ※健康に関する講座はCの対象

※出前講座については手引き7ページ[6 出前講座について]を御参照ください。

C 健康増進事業

- ・介護予防活動、健康教室(体操、血圧測定、相談会、講演会等)への参加、開催
- ・運動系(ワナゲ、ゲートボール、グラウンドゴルフ等)のサークル活動
- ・ニュースポーツ体験会、ラジオ体操等の開催
- ・歩け歩け大会や軽運動大会等の開催

国連は2030年までにSDGsで掲げた17の目標達成に向けて取り組んでいくとしており、鯖江市もこれに賛同して活動しています。単位老人クラブにおきましても、SDGsに関心を持っていただき、

以下のことに御協力いただきますようお願いいたします。

- ・参加者へのマイバック、マイ箸、マイボトル持参の普及啓発

※配布物がある場合は予め配布日を通知し、マイバックの持参を周知するとともに、ポリ袋が必要な場合は有料とすることに努める。

※イベント等で弁当や飲料を配布する場合は、予めマイ箸やマイボトルの持参を周知するとともに、割りばし製品やペットボトル製品の使用を控えるように努める。

- ・ごみを出さない、ごみ箱のないイベントの企画
- ・エシカル消費の推進(地元産品、福祉作業所の製品、認証ラベル商品の購入等)
- ・男女問わず子ども連れで参加できるイベントの企画
- ・会議、事業、イベントにおいて、男性主体のものには女性参画を促し、女性主体のものには男性参画を促し、委員のうち30%以上は異性であるように努める。

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

2 補助対象経費について

補助事業に必要な経費【報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費・印刷製本費・食糧費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料および賃借料】が対象経費になります。

※具体的な支出例

報償費	(対象) 研修会等の講師への謝礼
	(対象外) 報恩講などのお布施
旅費	(対象) 研修会等参加時の公共交通機関利用料
	(対象外) 研修旅行等参加時の宿泊費
	(対象外) 親睦会や慰安旅行等にかかる旅費
需用費(消耗品費)	(対象) 清掃活動のためのごみ袋代等
	(対象) 美化活動のための花の種、苗の購入費
	(対象) 感染症予防のための除菌剤等の購入
	(対象) サークル活動のための物品、材料費
	(対象) 運動大会の優秀賞品購入費
需用費(印刷製本費)	(対象) 事業のチラシ等作成費
需用費(食糧費)	(対象) 社会奉仕活動時の飲料購入費
	(対象) 運動大会開催時のスタッフ用弁当・飲料購入費
	(対象外) 親睦会や忘新年会等にかかる飲食代
備品購入費	(対象) 運動大会等で使用する器具の購入費
	(対象) 研修会等で使用する書籍やDVD等の購入費
役務費(通信運搬費)	(対象) 事業の周知等にかかる郵便料金等
委託料	(対象) 講座や大会開催時の看板設置委託料
使用料および 賃借料	(対象) 講座や大会の開催に伴う会場使用料
	(対象) 研修旅行等のためのバス借上げ料

以下のものは対象外になります。

- ・県、市、地区の老人クラブ連合会への負担金
- ・実施主体が単位老人クラブ以外の事業にかかる経費
(県、市、地区の老人クラブ連合会や町内会の活動等)
- ・社会通念上、対象経費としてふさわしくないと考えられるもの
(本人負担とすることが適当である費用や個人の利益となるような物品等にかかる費用等)

※対象になるか不明なものがある場合は長寿福祉課までお問い合わせください。

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

3 交付申請関係書類の記入方法について

申請関係書類については、年度末の変更申請および実績報告の作成に必要になりますので、必ず提出前に控えを保管してください。

① 様式第1号 交付申請書(手引き9ページ[記入例1])

- ・申請者情報のクラブ名は正式名称を記入してください。団体の角印は不要です。
- ・交付申請額等は様式第3号収支予算書と同額を記入してください。
- ・「基本額」「加算額」は、各クラブの人数に応じて上限金額内で記入してください。

クラブ人数	補助上限額	補助上限額内訳	
		基本額	加算額
～14人	10,000円	10,000円	0円
15人～29人	20,000円	20,000円	0円
30人～39人	48,000円	48,000円	0円
40人～49人	52,000円	48,000円	4,000円
50人～59人	53,000円	48,000円	5,000円
60人～69人	54,000円	48,000円	6,000円
70人～79人	55,000円	48,000円	7,000円
80人～89人	56,000円	48,000円	8,000円
90人～99人	57,000円	48,000円	9,000円
100人～	58,000円	48,000円	10,000円

※申請時点で実績見込額が上限金額を超えないことが明らかな場合等は、上限金額を下回る金額で申請してください。その際、減額調整は加算額から行ってください。

例 46人クラブの場合

：基本額48,000円+加算額4,000円=52,000円上限

申請パターン① 上限金額で申請

基本額48,000円+加算額4,000円=52,000円

申請パターン② 加算額を減額して申請

基本額48,000円+加算額2,000円=50,000円

申請パターン③ 基本額と加算額を減額して申請

基本額45,000円+加算額0円=45,000円

※基本額のみを減額して申請することはできません。

X 基本額46,000円+加算額4,000円=50,000円

鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

3 交付申請関係書類の記入方法について

申請関係書類については、年度末の変更申請および実績報告の作成に必要になりますので、必ず提出前に控えを保管してください。

② 会員名簿(手引き10ページ[記入例2])

様式第1号交付申請書の添付資料として会員名簿を添付してください。

名簿の様式は自由ですが、氏名・住所・生年月日等の記載を必須とします。

(生年月日については、生まれ年または年齢でも可)

③ 様式2号 事業計画書(手引き11ページ[記入例3])

活動計画は、補助対象事業の種類別(A・B・C)に記入してください。

※補助対象事業については手引き 1 ページ[1補助対象事業について]を御参照ください。

④ 様式3号 収支予算書(手引き12ページ[記入例4])

・「収入の部」の合計額と「支出の部」の合計額は同額にしてください。

・補助金額等は、様式第1号交付申請書と同額を記入してください。

・老人クラブ総事業費は、各クラブにおける市補助金以外の収支を含む総額を記入してください。

※補助対象経費については手引き 2 ページ[2補助対象経費について]を御参照ください。

⑤ 様式第7号 請求書(手引き13ページ[記入例5])

・請求書の日付は記入せずに提出してください。

・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人は正しく記入してください。

※口座名義人はクラブ名の他、会長や会計の氏名まで登録してある場合は、省略したり、追記したりせず、その通り記入してください。

※口座情報の確認のために通帳の写しを必ず添付してください。(通帳内部1ページ目の口座名義がカタカナで記入されているページ)

⑤ 委任状(手引き 14ページ[記入例6])

・口座名義人が申請者(老人クラブ代表者)と異なる場合は必ず委任状をつけてください。(口座名義がクラブ名のみ登録されている場合は、委任状は不要です。)

・委任状の日付は記入せずに提出してください。

・委任状の委任者欄については、代表者の個人印とクラブの角印の押印が必要です。

※令和8年度補助金交付申請書類は令和8年4月10日までに地区でとりまとめて長寿福祉課に提出してください。

鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

4 実績報告関係書類の記入方法について

年度初めに提出した申請関係書類を参考に記入してください。申請関係書類の写しを保存していない場合は、長寿福祉課にお問い合わせください。

※補助金は概算払いでの支給であり、実績にて精算されますので、実績報告書は必ず提出してください。ただし、団体の規模の上限金額を下回る金額で交付申請した場合で、最終的な実績額が交付決定額を上回った場合でも追加交付はされません。

① 様式第4号 実績報告書(手引き15ページ[記入例7])

- ・申請者情報のクラブ名は申請書と同じ名前を記入してください。団体の角印は不要です。
※令和7年度と令和8年度でクラブ名が変わる場合は御注意ください。
- ・交付決定額は様式第6号収支決算書と同額を記入してください。

② 様式第5号 実績報告書(手引き16ページ[記入例8])

- ・活動報告は、補助対象事業の種類別(A・B・C)に記入してください。
※補助対象事業については手引き 1 ページ[1補助対象事業について]を御参照ください。

③ 様式第6号 収支決算書(手引き17ページ[記入例9])

- ・「収入の部」の合計額と「支出の部」の合計額は同額にしてください。
- ・補助金額等は、様式第4号実績報告書と同額を記入してください。
- ・老人クラブ総事業費は、各クラブにおける市補助金以外の収支を含む総額を記入してください。
※補助対象経費については手引き 2 ページ[2補助対象経費について]を御参照ください。
- ・レシートなどの積算資料の添付は必要ありませんが、市が提出を求めた場合には必ず提出できるように各クラブで保存してください。(保存年限は5年間です。)
※必要であれば「単位老人クラブ活動補助金収支確認表」を御活用ください。
なお、確認表の提出は不要です。

※令和 7 年度実績報告書類は令和 8 年 4 月 10 日までに地区でとりまとめて長寿福祉課に提出してください。

鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

5 変更申請関係書類の記入方法について

年度初めに提出した申請関係書類を参考に記入してください。申請関係書類の写しを保存していない場合は、長寿福祉課にお問い合わせください。

※実績額が交付決定額を超えた場合は、実績報告書類の提出前に変更申請による返還の手続きが必要になりますので、御注意ください。

① 様式第8号 変更承認申請書(手引き18ページ[記入例10])

- ・申請者情報のクラブ名は申請書と同じ名前を記入してください。団体の角印は不要です。
- ・交付申請額等は様式第10号収支変更予算書と同額を記入してください。

例 46人クラブの場合

: 基本額48,000円 + 加算額4,000円 = 52,000円上限

パターン1 実績額が交付決定額を下回った場合(加算額の範囲内)

※減額調整は加算額から行う

変更申請 ⇒ 基本額48,000円 + 加算額 843円 = 48,843円
⇒ 3,157円の返還

パターン2 実績額が交付決定額を下回った場合(加算額を超える)

変更申請 ⇒ 基本額 47,635円 + 加算額 0円 = 47,635円
⇒ 4,365円の返還

② 様式第9号 事業変更計画書(手引き19ページ[記入例11])

変更した活動計画は、補助対象事業の種類別(A・B・C)に記入してください。

※補助対象事業については手引き 1 ページ[1補助対象事業について]を御参照ください。

③ 様式第10号 収支変更予算書(手引き20ページ[記入例12])

- ・「収入の部」の合計額と「支出の部」の合計額は同額にしてください。
- ・補助金額等は、様式第8号変更承認申請書と同額を記入してください。
- ・老人クラブ総事業費は、各クラブにおける市補助金以外の収支を含む総額を記入してください。

※補助対象経費については手引き 2 ページ[2補助対象経費について]を御参照ください。

※令和7年度変更承認申請書類は令和8年3月13日までに長寿福祉課に提出してください。変更が承認された後に、実績報告書類を令和8年4月10日までに地区でとりまとめて長寿福祉課に提出してください。

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

6 出前講座について

鯖江市役所では、各課で出前講座の申請を受け付けていますので、御活用ください。
詳細は市のホームページで御確認のうえ、出前講座担当課に直接御相談ください。

・長寿福祉課出前講座

高齢者に関する福祉メニュー	TEL:53-2219
高齢者が住み慣れた自宅で生き生きと安心して生活できるよう生活支援サービス、生きがい事業の内容を説明します。	
介護保険制度とは	TEL:53-2218
介護保険制度とその利用方法について内容を説明します。	
介護予防で“いきいき”さばえ	TEL:53-2265
老人クラブ等各種団体を対象に、日常生活支援総合事業の制度や介護予防(転倒骨折予防、栄養の摂り方、お口の健康、認知症予防など)について説明します。	

※介護予防で“いきいき”さばえの一部は各地域包括支援センターに委託しています。

地域包括支援センターさばえ(鯖江地区・新横江地区)	
住所:鯖江市旭町4丁目4-9(木村病院内)	TEL:51-0112
鯖江市社会福祉協議会 地域包括支援センター神明(神明町地区)	
住所:鯖江市水落町2丁目30-1(アイアイ鯖江内)	TEL:51-8079
鯖江西地域包括支援センター(立待地区、吉川地区、豊地区)	
住所:鯖江市吉江町31-7-1(エレガントセニールガーデン内)	TEL:53-2776
鯖江東地域包括支援センター(中河地区、片上地区、北中山地区、河和田地区)	
住所:鯖江市中野町33-20-1(鯖江ケアセンターみどり荘内)	TEL:54-0513

※手引きの内容について不明な点等がございましたら長寿福祉課までお問い合わせください。
補助金に関する様式はホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ先】

鯖江市長寿福祉課高齢福祉グループ

TEL:0778-53-2219

課代表メールアドレス

SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp

(令和 8 年 2 月 13 日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例1

様式第1号

令和8年4月1日

鯖江市長 殿

クラブ名	鯖江町老人クラブ
代表者氏名	長寿 太郎 ※クラブ印不要
住所	鯖江市鯖江町13-1
電話番号	0778-53-2219

令和8年度 鯖江市単位老人クラブ活動補助金交付申請書

令和8年度鯖江市単位老人クラブ活動に係る補助金の交付を受けたいので、鯖江市単位老人クラブ活動補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の名称 鯖江市単位老人クラブ活動補助金
2 補助事業等の完了予定期日 令和8年4月1日～令和9年3月31日
3 交付申請額 基本額 48,000円
 加算額 4,000円
 合計額 52,000円
 (補助対象経費 80,000円)
 (老人クラブ総事業費 120,000円)

※様式第3号収支予算書の数字と合致させてください。

- 4 添付書類
(1) 事業計画書(様式第2号)
(2) 収支予算書(様式第3号)
(3) クラブ会員名簿(合計46名)

※クラブ会員数によって加算額が変動します。

※加算額については手引き3ページ[3交付申請関係書類の記入方法について]を御参照ください。

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例2

鯖江町老人クラブ 会員名簿 (計46人)			
番号	氏名(役職)	住所	生年月日・年齢
例	長寿 太郎(会長)	鯖江町 13-1	昭和 30 年 4 月 1 日
例	長寿 太郎(会長)	鯖江町 13-1	昭和 30 年 生
例	長寿 太郎(会長)	鯖江町 13-1	75 歳
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

令和8年4月1日現在

※会員名簿は4月1日時点のものを提出してください。

様式は指定しませんが《氏名・住所・生年月日または年齢》の記載は必須とします。

※役職がある場合は氏名の横に記入してください。

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例3

様式第2号

令和8年度 事業計画書

1 月別活動計画

月	活動内容		
	A 社会奉仕事業	B 教養講座等開催事業	C 健康増進事業
4	・清掃奉仕活動	・文化サークル活動	・運動サークル活動
5		・鯖江市出前講座	・運動サークル活動
6	・美化活動	・文化サークル活動	・軽運動大会
7	・美化活動	・交通安全教室	・ラジオ体操
8	・美化活動	・文化サークル活動	・ラジオ体操
9	・敬老月間友愛訪問活動	・文化系サークル展示会	
10	・清掃奉仕活動	・防犯研修会	・ニューススポーツ体験会
11		・研修旅行	・運動サークル活動
12	・歳末友愛訪問活動	・法話	・健康教室
1			
2	・除雪活動		・介護予防活動
3		・防災研修会	

※補助対象事業 A 社会奉仕事業

B 教養講座等開催事業

C 健康増進事業 の具体的な内容については、

手引き1ページ[1補助対象事業について]を御参照ください。

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例4

様式第3号

令和8年度 収支予算書

収入の部

(単位:円)

費 目	予算額	備 考
1 市補助金	52,000	・基本額 48,000 円 ・加算額 4,000 円
2 自己資金	68,000	
合 計	120,000	※老人クラブ総事業費 (各クラブ令和8年度予算額)

※収入の合計金額と支出の合計金額は合致させてください。

支出の部

(単位:円)

費 目	予算額	備 考
1 補助対象経費	80,000	
内訳	A 社会奉仕事業費	10,000 清掃活動のごみ袋・飲料代、美化活動の種・苗代
	B 教養講座等開催事業費	37,000 文化サークル活動用物品費、交通安全教室講師謝礼、防犯研修用 DVD 代、研修旅行バス借上げ料、
	C 健康増進事業費	33,000 運動大会備品代・スタッフ弁当飲料代・会場使用料、ラジオ体操周知チラシ作成費
2 補助対象外経費	40,000	
合 計	120,000	※老人クラブ総事業費 (各クラブ令和8年度予算額)

※基本額・加算額・合計額・補助対象経費・老人クラブ総事業費の金額は様式第1号交付申請書の数字と合致させてください。

※補助対象経費の内訳A・B・Cの備考欄については、様式第2号の事業計画書で計画した事業の予定支出を記入してください。補助対象経費については手引き 2 ページ[2 補助対象経費について]を御参照ください。

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例5

様式第7号

(空白のまま提出) 年 月 日

鯖江市長 殿

クラブ名	鯖江町老人クラブ
代表者氏名	会長 長寿 太郎
住所	鯖江市鯖江町13-1
電話番号	0778-53-2219

令和8年度 鯖江市単位老人クラブ活動補助金交付請求書

令和8年度鯖江市単位老人クラブ活動補助金について、下記のとおり請求します。

請求金額	52,000 円
------	----------

振込先口座情報	
金融機関名	福井 銀行・信金・農協・金庫
	神明 本店・支店
口座種別	1:普通 2:当座
口座番号	1 2 3 4 5 6 7
(フリガナ)	サバエチヨウロウジンクラブ カイケイ フクシ ジロウ
口座名義	鯖江町老人クラブ 会計 福祉 次郎

※ 通帳の写しを添付してください。

※ 口座名義は正しく記入してください。

※ 申請者と口座名義が異なるときは、委任状を添付してください。

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例6

委任状

(空白のまま提出) 年 月 日

(委任者) クラブ名 鯖江町老人クラブ 印

代表者氏名 長寿 太郎 印

役職 会長

住所 鯖江市鯖江町13-1

電話番号 0778-53-2219

※委任者の個人印とクラブの角印を押印

令和8年度鯖江市単位老人クラブ活動補助金の受領に関する権限を下記の者に委任いたします。

(受任者) クラブ名 鯖江町老人クラブ

代表者氏名 福祉 次郎

役職 会計

住所 鯖江市鯖江町13-5

電話番号 0778-53-2265

※申請者名と口座名義人とが異なる場合のみ、委任状を提出してください。(口座名義がクラブ名のみ登録されている場合は、委任状は不要です。)

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例7

様式第4号

令和8年3月31日

鯖江市長 殿

クラブ名	鯖江町老人クラブ
代表者氏名	会長 長寿 太郎 ※クラブ印不要
住所	鯖江市鯖江町13-1
電話番号	0778-53-2219

令和7年度 鯖江市単位老人クラブ活動補助金実績報告書

令和7年5月9日付け鯖江市指令長第17号で補助金交付決定を受けた令和7年度鯖江市単位老人クラブ活動が完了したので、鯖江市単位老人クラブ活動補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の名称 鯖江市単位老人クラブ活動補助金

2 交付決定額 基本額 48,000 円

加算額 4,000 円

合計額 52,000 円

(補助対象経費 80,038 円)

(老人クラブ総事業費 121,472 円)

※様式第6号収支決算書の数字と合致させてください。

3 補助事業の実施期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 添付資料

- (1) 実績報告書(様式第5号)
- (2) 収支決算書(様式第6号)

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例8

様式第5号

令和7年度 実績報告書

1 月別活動内容

月	活動内容		
	A 社会奉仕事業	B 教養講座等開催事業	C 健康増進事業
4	・清掃奉仕活動	・文化サークル活動	・運動サークル活動
5		・鯖江市出前講座	・運動サークル活動
6	・美化活動	・文化サークル活動	・軽運動大会
7	・美化活動	・交通安全教室	・ラジオ体操
8	・美化活動	・文化サークル活動	・ラジオ体操
9	・敬老月間友愛訪問活動	・文化系サークル展示会	
10	・清掃奉仕活動	・防犯研修会	・ニュースポーツ体験会
11		・研修旅行	・運動サークル活動
12	・歳末友愛訪問活動	・法話	・健康教室
1			
2	・除雪活動		・介護予防活動
3		・防災研修会	

※補助対象事業 A 社会奉仕事業

B 教養講座等開催事業

C 健康増進事業 の具体的な内容については、

手引き1ページ[1補助対象事業について]を御参照ください。

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例9

様式第6号

令和7年度 収支決算書

収入の部

(単位:円)

費 目	決算額	備 考
1 市補助金	52,000	・基本額 48,000 円 ・加算額 4,000 円
2 自己資金	69,472	
合 計	121,472	※老人クラブ総事業費 (各クラブ令和7年度決算額)

※収入の合計金額と支出の合計金額は合致させてください。

支出の部

(単位:円)

費 目	決算額	備 考
1 補助対象経費	80,038	
内 訳	A 社会奉仕事業費	8,652 清掃活動のごみ袋・飲料代、美化活動の種・苗代
	B 教養講座等開催事業費	38,419 文化サークル活動用物品費、交通安全教室講師謝礼、防犯研修用 DVD 代、研修旅行バス借上げ料
	C 健康増進事業費	32,967 運動大会備品代・スタッフ弁当飲料代・会場使用料、ラジオ体操周知チラシ作成費
2 補助対象外経費	41,434	
合 計	121,472	※老人クラブ総事業費 (各クラブ令和7年度決算額)

※基本額・加算額・合計額・補助対象経費・老人クラブ総事業費の金額は様式第5号実績報告の数字と合致させてください。

※補助対象経費の内訳A・B・Cの備考欄については、様式第6号で報告した実施事業の支出を記入してください。補助対象経費については手引き 2 ページ[2補助対象経費について]を御参照ください。

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例10

様式第8号

令和8年 月 日

鯖江市長 殿

クラブ名	鯖江町老人クラブ
代表者氏名	会長 長寿 太郎 ※クラブ印不要
住所	鯖江市鯖江町13-1
電話番号	0778-53-2219

令和7年度 鯖江市単位老人クラブ活動補助金変更承認申請書

令和7年5月9日付け鯖江市指令長第17号で補助金交付決定を受けた令和7年度鯖江市単位老人クラブ活動に係る補助金について、下記のとおり変更したいので、鯖江市単位老人クラブ活動補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 変更前 基本額 48,000 円
加算額 4,000 円
合計額 52,000 円

変更後 基本額 48,000 円
加算額 843 円
合計額 48,843 円
(補助対象経費 48,843 円)
(老人クラブ総事業費 90,277 円)

※様式第10号収支変更予算書の数字と合致させてください。

2 添付資料

- (1) 事業変更計画書(様式第9号)
- (2) 収支変更予算書(様式第10号)

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例11

様式第9号

令和7年度 事業変更計画書

1 変更理由

7月に予定していた「交通安全教室」、11月に予定していた「研修旅行」が会員の都合等により中止になった。

2 月別活動計画

月	活動内容		
	A 社会奉仕事業	B 教養講座等開催事業	C 健康増進事業
4	・清掃奉仕活動	・文化サークル活動	・運動サークル活動
5		・鯖江市出前講座	・運動サークル活動
6	・美化活動	・文化サークル活動	・軽運動大会
7	・美化活動		・ラジオ体操
8	・美化活動	・文化サークル活動	・ラジオ体操
9	・敬老月間友愛訪問活動	・文化系サークル展示会	
10	・清掃奉仕活動	・防犯研修会	・ニュースポーツ体験会
11			・運動サークル活動
12	・歳末友愛訪問活動	・法話	・健康教室
1			
2	・除雪活動		・介護予防活動
3		・防災研修会	

※申請関係書類として提出した事業計画書の内容から変更した部分を除いた内容を
記入してください。

(令和8年2月13日時点)
鯖江市単位老人クラブ活動補助金の手引き

記入例12

様式第10号

令和7年度 収支変更予算書

収入の部

(単位:円)

費目	変更後 予算額	変更前 予算額	比較 増減	備考
1 市補助金	48,843	52,000	△3,157	・基本額 48,000 円 ・加算額 843 円
2 自己資金	41,434	68,000	△26,566	
合計	90,277	120,000	△29,723	※老人クラブ 総事業費

※収入の合計金額と支出の合計金額は合致させてください。

支出の部

(単位:円)

費目	変更後 予算額	変更前 予算額	比較 増減	備考
1 補助対象経費	48,843	80,000	△31,157	
内訳	A 社会奉仕 事業費	8,652	10,000	△1,348 清掃活動のごみ袋・飲 料代、美化活動の種・ 苗代
	B 教養講座等 開催事業費	7,224	37,000	△29,776 文化サークル活動用物 品費、防犯研修用DVD 代
	C 健康増進 事業費	32,967	33,000	△33 運動大会備品代・スタ ッフ弁当飲料代・会場 使用料、ラジオ体操周 知チラシ作成費
2 補助対象外経費	41,434	40,000	1,434	
合計	90,277	120,000	△29,723	※老人クラブ 総事業費

※基本額・加算額・合計額・補助対象経費・老人クラブ総事業費の金額は様式第8号変更申請書の数字と合致させてください。

※補助対象経費の内訳A・B・Cの備考欄については、様式第9号で計画した事業の支出を記入してください。補助対象経費については手引き2ページ[2補助対象経費について]を御参照ください。